

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月26日認可した。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺西部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）善通寺西部地区
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）出釈迦上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原田宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）稲木本村1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）稲木本村2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）室ノ辻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東上代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）在所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）曼荼羅寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）程坂地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湧井東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上種子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）真野地区